

北海道動物愛護推進協議会設置要綱

第1 目的

動物の愛護及び適正飼養についての普及啓発を推進し、人と動物が共生できる社会づくりを進めるため、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の規定に基づき、北海道動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 動物愛護推進員の委嘱の推進に関すること。
- (2) 動物愛護推進員の活動の支援に関すること。
- (3) 動物愛護管理行政の推進に関すること。
- (4) 協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

第3 構成

- 1 協議会は、別表に掲げる団体（以下「構成団体」という。）をもって構成する。
- 2 構成団体を追加等するときは、協議会の承認を受けなければならない。
- 3 協議会は、必要がある場合は専門部会を置くことができる。

第4 事務局

- 1 協議会の事務局を北海道環境生活部環境局自然環境課に置く。
- 2 事務局は、庶務その他この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項を処理する。
- 3 事務局の総括は、北海道環境生活部環境局自然環境課動物管理担当課長（以下「事務局長」という。）が行う。

第5 会議

- 1 事務局長は、構成団体の代表者等が参加する会議を招集する。
- 2 会議の座長は、参加者が互選により選任する。
- 3 事務局長が必要と認めるときは、会議に構成団体以外の者の出席を求めることができる。

第6 設置期限

協議会は、施行の日から起算して2年を経過する毎に、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、協議会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年2月6日から施行する。

(改正 平成17年8月3日)

(改正 平成17年11月2日)

(改正 平成18年11月20日)

(改正 平成22年12月8日)

(改正 平成26年1月31日)

(改正 平成27年4月10日)

(改正 平成29年3月28日)

(改正 令和3年3月24日)

別表

関係団体	公益社団法人北海道獣医師会
	北海道愛玩動物協会
	公益社団法人日本動物園水族館協会北海道地区
	北海道オールペット組合
	北海道ペット事業協同組合
学識 経験者	酪農学園大学
行政機関等	北海道市長会
	北海道町村会
	札幌市
	旭川市
	函館市
	北海道教育庁
	北海道

北海道動物愛護推進員設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本道における犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養を推進するため、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）第38条の規定に基づき北海道動物愛護推進員（以下「推進員」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（委嘱等）

第2条 知事は、次の各号のすべてを満たす者のうちから、推進員を委嘱する。

- 一 北海道内（札幌市、旭川市、函館市及び石狩市（以下「札幌市等」という。）を除く。）に居住し、18歳以上の者
 - 二 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある者
 - 三 動物愛護法その他動物関連法令に反する行為等により、過去2年間、道又は市町村から文書による指導、勧告又は命令等を受けたことのない者
 - 四 第8条第1項第三号又は第四号の規定により、推進員を解任されたことのない者
- 2 知事は、推進員を委嘱した時は、北海道動物愛護推進員であることを示す証明書（以下「証明書」という。）を交付する。

（任期）

第3条 推進員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 知事は、推進員に欠員が生じた場合は、新たに推進員を委嘱することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

（研修・連絡会議、情報交流）

第4条 推進員は、その活動に必要な知識・技術を修得するとともに、推進員相互の交流と技術研鑽を図るため、道が行う研修・連絡会議に参加しなければならない。

- 2 推進員は、その活動を効果的に進めるため、相互に連絡し、協力するよう努めるものとする。

（活動内容）

第5条 推進員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために道又は市町村が行う施策に協力すること。
- 二 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について、道民の理解を深めること。
- 三 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養に関する地域の情報を、道や市町村に提供すること。
- 四 前号までの活動に役立つ知識や技術の修得に努めること。

（報告等）

第6条 推進員は、活動の実績を定期的に知事に報告しなければならない。

- 2 推進員は、その居住地等を変更した場合は、速やかにその旨を知事に連絡しなければならない。

(遵守事項)

- 第7条 推進員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号）第21条第1項に規定する動物愛護監視員との連携を密にし、その指示に従うこと。
 - 二 相談者等には公平かつ親切丁寧な態度で接すること。
 - 三 推進員の身分を第5条に定める活動以外の目的で利用しないこと。
 - 四 活動を行う上で知り得た個人情報等を第三者に漏らさないこと。なお、推進員としての任を解かれた後も同様とすること。
 - 五 推進員の活動を行うときは証明書を携帯し、求めがあった場合には提示すること。

(解任)

- 第8条 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解任することができる。
- 一 本人から申し出があった場合
 - 二 居住地を北海道外又は札幌市等に変更した場合
 - 三 第7条各号の遵守事項に反する行為を行ったと認められる場合
 - 四 推進員としてふさわしくないと認められる場合
- 2 推進員は、前項の規定により解任された場合には、証明書を知事に返納しなければならない。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、推進員についての必要な事項は別に定める。

附 則

- この要綱は、平成17年8月22日から施行する。
 この要綱は、平成20年11月10日から施行する。
 この要綱は、平成24年4月11日から施行する。
 この要綱は、平成25年9月3日から施行する。

北海道動物愛護推進員制度運営要領

北海道動物愛護推進員設置要綱（以下「要綱」という。）第9条に基づき、北海道動物愛護推進員（以下「推進員」という。）の設置数、選考方法、活動内容及びその他推進員制度の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

1 推進員の設置数

（1）総数

推進員の総数は170名以内とする。

（2）各総合振興局又は振興局の設置数

総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）ごとの設置数は別表1の数とし、必要に応じ環境生活部長の承認を得て、総数の範囲内で若干名を増減することができる。

2 推進員の選考方法

（1）推進員の募集

推進員は、次の3区分（以下「候補者区分」という。）により募集する。

- ① 一般道民
- ② 犬、猫等の動物に関係する資格を有する者又は犬、猫等の動物に直接かかわる業務に従事している者
- ③ 市町村から適任者として紹介のあった者

（2）募集に当たっての周知等

- ① 環境生活部長及び総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）は、各種広報媒体を活用して、広く道民に対し、推進員の募集について周知を図る。
- ② 環境生活部長は、北海道動物愛護推進協議会を構成する団体のうち、別表2に掲げる犬、猫等の動物に直接かかわる団体（以下「犬猫等の動物関係団体」という。）に対し、推進員の募集についての会員等への周知及び応募のとりまとめ等について協力を依頼する。
- ③ 総合振興局長等は、管轄する市町村の長に対し、住民への周知並びに推進員としてふさわしいと認められる者の紹介及びその者に対する応募の働きかけ等について協力を依頼する。

（3）推進員の応募

推進員に応募しようとする者は、北海道動物愛護推進員応募書（別記様式1。以下「応募書」という。）を、最寄りの総合振興局等保健環境部環境生活課に提出する。ただし、犬猫等の動物関係団体の会員等については、応募書を当該団体に提出することができる。

（4）応募書の取りまとめ及び送付

- ① 応募書の提出を受けた総合振興局等は、その応募者の居住地が管轄区域外である時は、速やかにその居住地を管轄する総合振興局等に応募書を送付する。
- ② 応募書の提出を受けた犬猫等の動物関係団体は、応募書を取りまとめの上、環境生活部

長に提出する。

- ③ 環境生活部長は、犬猫等の動物関係団体から提出のあった応募書を、応募者の居住地を管轄する総合振興局等に送付する。

(5) 推進員候補者の選考

- ① 選考に関する事務は、総合振興局等保健環境部環境生活課自然環境係・主査(動物管理)が担当する。
- ② 総合振興局長等は、別表3に掲げる職にある者をもって管轄区域内の応募者について応募書に基づき審査を行い、推進員候補者を選考する。なお、審査に当たっては、次の事項に配慮するとともに、別表1の設置数を超えて推進員候補者を選考する場合は、あらかじめ環境生活部長の承認を得るものとする。

ア 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進に係る熱意と識見及び推進員としての適性

イ 候補者区分のバランス

ウ 居住地による地域バランス

エ 再任の場合、過去の推進員活動状況

- ③ 総合振興局長等は、選考結果を応募者に通知するとともに、推進員候補者から承諾書(別記様式2)の提出を求める。

(6) 委嘱

総合振興局長等は、承諾書の提出があった推進員候補者を推進員に委嘱することを決定し、「北海道動物愛護推進員の証」(別記様式3)を交付する。

(7) 報告

総合振興局長等は、委嘱した推進員について、別記様式4により環境生活部長に報告する。

3 再任

要綱第3条第1項ただし書きの再任を希望する者は、上記2の(3)のとおり募集期間内に応募書を提出しなければならない。ただし、任期が1年に満たない推進員が引き続き再任を希望する場合は、募集期間内にその旨を管轄する総合振興局等保健環境部環境生活課に申し出ることにより、前回の応募書をもって応募書の提出に代えることができる。

4 欠員の補充

要綱第3条第2項に基づく欠員補充のための推進員の選考方法等は、次のとおりとする。

(1) 再選考及び委嘱

総合振興局長等は、当初の選考の時点で選考されない応募者がいた場合には、上記2の(5)及び(6)に準じて、その者の中から再選考及び委嘱することができる。

(2) 報告

総合振興局長等は、上記(1)により委嘱した推進員について、上記2の(7)に準じて、環境生活部長に報告する。

(3) 市町村等への協力依頼

総合振興局長等は、欠員補充のために必要と認める場合は、市町村や犬猫等の動物関係団体等に協力を求めるなどして応募者を募り、上記2の(5)に準じて選考することができる。

5 研修・連絡会議、情報交流

(1) 研修・連絡会議

- ① 総合振興局長等は、要綱第4条第1項の研修・連絡会議を年に1回以上開催するものとし、推進員の委嘱があった場合は、速やかに実施するものとする。なお、欠員補充のために委嘱された推進員については、個別に研修を行うことができる。
- ② 研修・連絡会議は、次の内容を含むものとする。
 - ア 動物愛護推進員活動の意義・目的等を理解すること。
 - イ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）など動物関連法令を理解すること。
 - ウ 犬、猫等の動物の本能、習性及び正しい飼い方を理解すること。
 - エ 動物の愛護管理行政の取り組みを理解すること。
 - オ 推進員相互の交流と情報交換を推進すること。
- ③ 総合振興局長等は、研修・連絡会議の開催に当たっては、推進員のうち専門の知識、技術又は経験等を有する者に講師等として協力を求めることができる。

(2) 推進員相互の情報交流

推進員は、動物愛護監視員又は他の推進員から自己が有する専門的知識、技術又は経験等に基づく情報提供又は助言等を求められた場合は、可能な範囲において協力するよう努めるものとする。

6 推進員の活動内容

要綱第5条第一号から第三号に定める推進員の活動の具体的内容は、次のとおりとする。

(1) 第一号に関する活動

- ① 道及び市町村が行う動物愛護週間行事等に参加すること。
- ② 道及び市町村が行う犬、猫の譲渡事業に対し支援・協力すること。
- ③ 道及び市町村が行う災害時における犬、猫等の動物の避難、保護等に協力すること。
- ④ その他総合振興局長等が依頼する事項に協力すること。

(2) 第二号に関する活動

- ① 研修・連絡会議等を通じて得た犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養に関する知識について、道民に積極的に情報提供すること。
- ② 犬、猫等の動物の避妊去勢手術や適正な飼養等について、飼い主等からの求めに応じて助言を行うこと。

(3) 第三号に関する活動

- ① 総合振興局長等が依頼する犬、猫等の動物の愛護管理に関するアンケート調査等に協力すること。

- ② 地域における犬、猫等の動物の愛護に係る活動事例等について、動物愛護監視員に情報提供すること。
- ③ 犬、猫等の動物の不適正な飼養を発見し又は情報を得た場合に、動物愛護監視員に連絡すること。ただし、動物の愛護及び管理に関する法律又は北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号）の規定に抵触するおそれがあるものとして、動物愛護監視員に指示された内容に限る。

7 道の負担等

(1) 旅費の支給

道は、推進員が研修・連絡会議に出席するために必要な旅費を支給する。

(2) ボランティア保険への加入

推進員は、活動中の万一の事故等に備えてボランティア保険に加入するものとし、必要に応じ、道がその費用を負担する。

(3) 情報、普及啓発資材等の提供

総合振興局長等は、推進員に対して、その活動を円滑に行うために必要な情報、普及啓発資材等を提供するように努めるものとする。

8 報告

(1) 活動実績の報告

- ① 要綱第6条第1項による活動実績の報告は、別記様式5により、毎年10月末日から14日以内に管轄の総合振興局等保健環境部環境生活課に提出するものとする。ただし、欠員補充により委嘱を受けた推進員であって、委嘱後3ヶ月以内に1回目の報告期日を迎えた者については、1回目の報告は省略できる。
- ② 総合振興局等保健環境部環境生活課は、毎年11月末日までに、①により推進員から提出された報告書の写しを環境生活部に提出する。

(2) 居住地等の変更の連絡

- ① 要綱第6条第2項による居住地等の変更の連絡は、別記様式6により、変更のあった日から14日以内に旧居住地を管轄する総合振興局等保健環境部環境生活課に行うものとする。
- ② 上記①の報告を受けた総合振興局等保健環境部環境生活課は、変更先が他総合振興局等管轄区域である場合は当該総合振興局等及び環境生活部に、道外又は札幌市等の場合は環境生活部にその旨を連絡するものとする。
- ③ 推進員の氏名、連絡先に変更があった場合も上記①と同様とする。

9 解任

(1) 解任の要否の審査

- ① 総合振興局長等は、推進員が要綱第8条第1項第三号又は第四号の規定に該当する疑いがある場合、当該推進員の解任の要否を審査するための委員会（以下「解任委員会」という。）を総合振興局等内に設置する。
- ② 解任委員会の委員長及び委員は、別表4に掲げる職にある者をもって充てる。
- ③ 解任委員会は、解任の要否を審査するに当たっては、当該推進員に弁明の機会を与える

とともに、動物愛護監視員その他関係者の意見を求めるものとする。

- ④ 解任委員会に関する事務は、総合振興局等保健環境部環境生活課自然環境係・主査(動物管理)が担当する。
- ⑤ 解任委員会に関する事務は、個別の事例ごとに当該総合振興局等と環境生活部環境局自然環境課の間で協議の上進めるものとする。

(2) 解任

総合振興局長等は、要綱第8条第1項第一号又は第二号に該当する推進員を解任しようとする場合、又は解任委員会の審査で解任が必要と判断された場合は、当該推進員の任を解くことを決定し、その旨を本人に通知するとともに、環境生活部長に報告する。

(3) 北海道動物愛護推進員の証の返納

上記(2)の通知を受けた者は、「北海道動物愛護推進員の証」を速やかに総合振興局等保健環境部環境生活課に返納するものとする。

附 則

- この要領は、平成17年8月22日から施行する。
- この要領は、平成20年11月10日から施行する。
- この要領は、平成21年8月14日から施行する。
- この要領は、平成22年12月8日から施行する。
- この要領は、平成24年4月11日から施行する。
- この要領は、平成25年9月3日から施行する。
- この要領は、平成27年8月11日から施行する。
- この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- この要領は、令和3年3月12日から施行する。

(別表1)

総合振興局 又は振興局名	設置数	総合振興局 又は振興局名	設置数
空知	20名	上川	10名
石狩	15名	留萌	5名
後志	15名	宗谷	5名
胆振	20名	オホーツク	20名
日高	5名	十勝	15名
渡島	10名	釧路	15名
檜山	5名	根室	10名

(別表2)

北海道動物愛護推進協議会を構成する犬、猫等の動物関係団体 公益社団法人北海道獣医師会 北海道愛玩動物協会 北海道オールペット組合 北海道ペット事業協同組合

(別表3)

総合振興局・振興局	保健環境部	くらし・子育て担当部長 環境生活課長
	保健行政室	企画総務課長(※1) 生活衛生課長
	地域保健室	生活衛生課長(※2)

※1 必要に応じて参加を求める。

※2 地域保健室設置総合振興局等に限る。

(別表4)

(委員長)	総合振興局・振興局	保健環境部	くらし・子育て担当部長 環境生活課長
(委員)		保健行政室	企画総務課長(※1) 生活衛生課長
		地域保健室	生活衛生課長(※2)

※1 必要に応じて参加を求める。

※2 地域保健室設置総合振興局等に限る。